

# ナスバだからこそできる被害者援護業務の実現



## ナスバとの出会い 先輩達が残してくれた足跡

私が就職活動の時期を迎えた頃は、大手証券会社が破綻した後の影響もあり、就職氷河期の真っただ中でした。新規求人倍率も 0.9 台になり、民間企業よりも公務員を志望する学生達が急増し始めたところです。

私もその中の一人で、大学の学生課で先輩達の就職履歴(公務員等)を閲覧しました。すると数名の先輩方がナスバの前身である「自動車事故対策センター」に入社しており、事故防止と交通事故被害者の支援という対極する事業を行っていることを知りました。

## 業務の役割 寄り添うナスバ 頼れるナスバ

現在、広島主管支所において被害者援護業務を担当しています。被害者援護業務は、大きく分けて2つあります。

1. 自動車事故により重度の後遺障害をおわれた方への経済的及び精神的支援  
経済的支援とは、重度障害で常時・随時介護が必要なため、その介護に係る費用を支給すること。  
精神的支援とは、直接ご自宅等に訪問して介護の現状等を伺ったり、意見や情報交換する交流会を開催して心のケアをすること。
2. 交通遺児に対する育成資金の無利子貸付  
自動車事故により保護者が亡くなったり、重度の後遺障害をおわれた家庭の中学卒業までのお子様に対する無利子貸付。  
「友の会の集い」の名称で、貸付対象家庭を対象に交通遺児等の家族同士やナスバ職員との交流を深めるため、日帰りや1泊2日で、もの作り体験やテーマパーク等への旅行を実施。

## 仕事のやりがい 被害者と共に自分自身も成長できる

当初、被害者援護業務を行うにあたり、「被害者援護」という言葉は「支える」「救う」「手を差し伸べる」というイメージでした。皆さんの中にも、同じイメージをされた方がいらっしゃるのではないかと思います。

例えば、「介護料支給業務」を行っている時、請求を受けることで介護料が支給される。新規に申請を受け認定されると、今まで支給されなかった方が介護料を支給されるようになり感謝される。イメージどおりでした。

しかし、「精神的支援」で被害者のご自宅に訪問すると、後遺障害で首から下の自由を奪われた方が、口で筆を咥え、まるで手を使って描いたような水彩画を描かれています。このような方々とお話していると、重度の障害をもたれていることを微塵も感じさせません。

また、「友の会の集い」は交通遺児の健全育成やその家庭の思い出作りのために行っていますが、その家族とナスバ職員とのふれあいが、今までにないとても充実した気持ちになります。去年まで泣いていた子どもが、次に会うと一回りも二回りも大きくなった姿になっており、両親のいる家庭で育った子ども以上にたくましく成長しています。

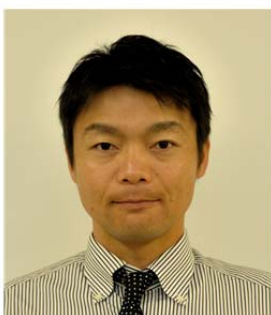
自動車事故の後遺障害で自由を奪われた方が前向きに生きておられる姿や、交通遺児家庭が元気に成長していく姿を見ると、逆に私が励まされ元気を貰っています。



## 学生へのメッセージ ナスバだからこそできることを一緒に

事故防止業務で自動車事故を防げなかったときに、被害者援護業務が被害者を支える。被害者をつらないために事故防止がある。ナスバは、対極ではなくつながりのある業務を行っています。

ナスバにしかできない、ナスバだからこそできる業務を多くの方に味わって頂きたいと思います。



### 末竹 孝一 スタッフ コウイチ 広島主管支所チーフ

平成13年4月入社 経済学部経済学科卒 佐賀県生まれの福岡県育ち  
入社時から安全指導業務を中心に、西日本(香川、徳島、山口、広島)で勤務。  
現在は、第1期 被害者援護専門員(コーディネーター)として被害者援護業務に携わる。